

群馬県労働委員会年報

令和5年版

群馬県労働委員会事務局

はしがき

この労働委員会活動状況は、令和5年1月から12月までの1年間に当委員会が取り扱った事件の処理状況や諸会議の概要等をまとめたものです。

令和5年の取扱件数は、不当労働行為の審査事件が8件、調整事件が2件、個別的労使紛争は0件でした。

審査事件は、1件が棄却により終結し、7件が翌年に繰り越されました。

調整事件は、2件が打切り（うち1件は不参加）により終結しました。

令和5年は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に分類され、社会経済活動の正常化が進みました。その一方で、物価高等により実質賃金は一年を通してマイナスになり、労働者を取り巻く環境が厳しくなること等から、令和6年以降、より多くの賃上げ等を求める労使紛争の発生が懸念されつつあります。当委員会では、公労使を代表する委員による三者構成という特色を活かし、丁寧かつ迅速に対応して、労使双方、納得のいく解決を目指して取組を進めてまいります。

この労働委員会活動状況が、日頃から労使問題に携わっている皆様、あるいは労使関係に関心を寄せられている皆様の参考となり、労働委員会への理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和6年3月

群馬県労働委員会事務局

目 次

第 1 章	労働委員会の概要	
第 1 節	制度等の変遷	
1	制 度	1
2	本県の沿革	7
第 2 節	組 織	
1	委 員	10
2	あっせん員候補者	11
3	事 務 局	11
4	予 算	12
第 3 節	職務権限	12
第 2 章	労働委員会の活動状況	
第 1 節	会議等の開催状況	
1	会議等の概要	16
第 3 章	審査関係	
第 1 節	不当労働行為事件の審査	
1	不当労働行為事件の概要	19
2	「不当労働行為事件」取扱一覧表	20
3	審査の記録	22
(1)	令和 4 年(不)第 1 号・令和 5 年(不)第 2 号併合事件	22
(2)	令和 5 年(不)第 1 号事件	24
(3)	令和 5 年(不)第 2 号事件	29
(4)	令和 5 年(不)第 3 号・第 4 号・第 5 号併合事件	30
(5)	令和 5 年(不)第 4 号事件	33
(6)	令和 5 年(不)第 5 号事件	35
(7)	令和 5 年(不)第 6 号事件	36
(8)	令和 5 年(不)第 7 号事件	37
4	審査の期間の目標及び実施状況	38
第 2 節	行政訴訟事件等	38
第 3 節	労働組合の資格審査	
1	労働組合資格審査の概要	39
2	係属事由別取扱状況	39
第 4 節	地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の認定・告示	
1	認定・告示の概要	40
2	告示内容	40
第 4 章	調整関係	
第 1 節	労働争議の調整	
1	調整の概要	41
2	「調整事件」取扱一覧表	45
第 2 節	労働争議の実情調査	
1	実情調査の概要	46
2	「実情調査」取扱一覧表	46

第 5 章	個別的労使紛争のあっせん関係	
第 1 節	個別的労使紛争のあっせん	-----47
資 料		
第 1 表	「不当労働行為事件」年別取扱件数	-----48
第 2 表	命令に対する再審査・行政訴訟一覧表	-----50
第 3 表	「調整事件」年別取扱件数	-----52
第 4 表	「調整事件」調整事項別取扱件数	-----54
第 5 表	「個別的労使紛争のあっせん事件」年別取扱件数	-----55
第 6 表	「個別的労使紛争のあっせん事件」調整事項別取扱件数	-----56
参 考		-----57

第1章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

第1節 制度等の変遷

1 制度

年次	月日	事項
昭和20年	12月22日	・労働組合法(昭和20年法律第51号)公布
昭和21年	3月1日	・労働組合法施行 ※国には中央労働委員会が、各都道府県には地方労働委員会が設置される。
	9月27日	・労働関係調整法(昭和21年法律第25号)公布
	10月13日	・労働関係調整法施行 ※あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明定され、労働委員会における調整機能が確立される。
昭和23年	7月31日	・政令第201号公布及び施行 ※公務員等の団体交渉及び争議行為が禁止された。
	12月3日	・国家公務員法一部改正 ※一般職の国家公務員は、労働組合法及び労働関係調整法の適用が除外された。
昭和24年	6月1日	・労働組合法全部改正及び労働関係調整法一部改正 ※従来の第三者委員は公益委員と改称され、労働組合の資格審査及び不当労働行為の審査等、準司法的機能に属する事項は、公益委員の専管事項となった。 また、不当労働行為の処罰請求主義が廃止となり、労働委員会が不当労働行為を是正するための行政救済を行う制度(原状回復主義)が採用された。 中央労働委員会には、優先管轄権、再審査権及び規則制定権が与えられた。
	8月4日	・中央労働委員会規則公布及び施行 ※規則制定権に基づき、労働委員会の業務処理上の全般的な手

		続を定めた。
昭和 25 年	12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)公布 ※地方公務員は、労働組合法及び労働関係調整法の適用が除外された。
昭和 27 年	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法及び労働関係調整法一部改正 ※労働関係調整法について、緊急調整制度(中央労働委員会)が設けられたほか、公益事業における争議行為予告制度の採用、特別調整委員の設置、仲裁制度の改正が行われた。また、あっせん員と労働委員会委員との兼職禁止規定が削除された。
	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業労働関係法公布及び施行 ※地方公営企業職員の労働関係は、原則として労働組合法及び労働関係調整法によることとなった。
昭和 37 年	5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事件訴訟法公布(10 月 1 日施行)
	9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法公布(10 月 1 日施行) ※上記の公布に伴い、労働組合法の訴訟に関する規定が一部改正された。使用者が労働委員会の命令に対して行う訴えの出訴期間は、不変期間である旨の規定を設ける等、規定の整備が図られた。
	11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則公布及び施行 ※中央労働委員会規則の不備とされていた点を改めるとともに、業務の運営を一層効果的にするため、中央労働委員会規則の名称を「労働委員会規則」と改め、内容の整備を行った。
昭和 40 年	5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業労働関係法一部改正 ※非組合員の範囲の認定、告示の事務が新たに労働委員会の職務に加わった。
昭和 41 年	4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法一部改正 ※労働委員会の委員の任期が従来の 1 年から 2 年に延長された。
昭和 46 年	5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法一部改正

		<p>※中央労働委員会の委員定数が各側それぞれ 1 人増となり各側 8 人計 24 人となった。</p>
昭和 52 年	4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 <p>※不当労働行為の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。</p>
昭和 53 年	5月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法及び同法施行令の一部改正 <p>※中央労働委員会の委員は各側それぞれ 1 人、東京都、大阪府、北海道及び福岡県の委員は各側それぞれ 2 人の定数増が図られた。</p>
昭和 63 年	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法、労働関係調整法及び国営企業労働関係法一部改正 <p>※中央労働委員会と国営企業労働委員会が統合された。公営企業体等の減少に伴う機構の簡素化や、不当労働行為の審査の迅速化等の要求に応え、労働委員会制度の効率的運営及び機能強化を図ったものである。この統合により、中央労働委員会の委員定数は、各側それぞれ 4 人増となり、各側 13 人計 39 人となった。</p> <p>また、労働組合法施行令等の関係法令及び労働委員会規則についても、統合に伴う所要の規定整備がなされた。</p>
平成 12 年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権一括法施行 <p>※地方労働委員会の事務が自治事務化された。</p>
平成 13 年	1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・国営企業労働関係法を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改題 <p>※特定独立行政法人制度の創設に伴い、特定独立行政法人の労働関係について所要の規定が整備された。国営企業労働関係法に特定独立行政法人の労働関係を加えるとともに、労働委員会規則の一部改正により、国営企業と同様に中央労働委員会で管轄することとなった。</p> <p>なお、労働組合法の一部改正により、中央労働委員会の委員定数は、同年 4 月から各側それぞれ 2 人増となり、各側 15 人計 45 人となった。</p>
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成 13 年法律第 112 号)施行 <p>※同法第20条により、地方公共団体の施策として、地方自治</p>

		<p>法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受けて地方労働委員会が個別労働関係紛争に係る情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を行う場合には、中央労働委員会は、必要な助言、指導をすることができるものとされた。</p>
平成 15 年	3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※不当労働行為審査手続の迅速化及び地方労働委員会事務が自治事務化されたことに伴う所要の規定が整備された。
平成 17 年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法一部改正(平成16年法律第140号) ※地方労働委員会の名称が都道府県労働委員会に変更され、中央労働委員会の定める規則に反しない限りにおいて、政令に定める事項に関する規則を定めることができるものとされた。 <p>また、不当労働行為審査制度において、審査の長期化が著しいこと、命令を不服とする裁判において取消率が高いこと等の問題が生じている中で、審査の迅速化及び的確化を図る必要があることから審査手続及び審査体制が整備された。具体的な内容は、次の①～③のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働委員会は、審査期間の目標を定めるとともに、個々の事件については審問の開始前に整理された争点及び証拠、審問の回数、救済命令等の交付予定時期等を記載した審査の計画を定めなければならないものとされた。 ②労働委員会は、当事者の申立て又は職権で、当事者又は証人に出頭を命じ、又は物件の所持者に当該物件の提出を命じることによる証拠調べをすることができるものとされた。 ③労働委員会は、審査の途中において、いつでも当事者に和解を勧めることができるものとされた。
平成 19 年	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化関連法施行 ※日本郵政公社が解散され、その機能を引き継ぐための承継会社が設立された。これに伴い日本郵政公社の職員に関する労働関係は、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)が適用対象であったところ、民営化後の承継会社の職員に関する労働関係には、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。
平成 20 年	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律(平成20年法律第26号)施行

		<p>※船員労働委員会は、同年9月30日限りで廃止され、その事務のうち、船員に係る集団的労使紛争の解決などの事務(不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停、仲裁など)は、同年10月1日から中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。</p>
平成 22 年	1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構法(平成19年法律第109号)施行 <p>※厚生労働省の外局として設置されていた社会保険庁が、平成21年12月31日限りで廃止され、新たに国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金(厚生年金及び国民年金)に係る一連の運營業務を行う非公務員型の公法人(特殊法人)として日本年金機構が発足したことにより、当該機構の職員に関する労働関係には、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。</p>
平成 24 年	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働委員会規則一部改正 <p>※審査手続を簡素化し、その実効性を高める方策に関する規定の整備が行われた。具体的な内容は、次の①及び②のとおりである。</p> <p>①初審段階において、事件の内容に照らし、申立書その他当事者から提出された書面等により、命令を発するに熟すると認められるときは、審問を経ないで命令を発することができることとされた。</p> <p>②委員調査等により、当事者に接触する過程で、当事者の意向を十分に把握・斟酌し、解決のために適切と考えられる方策が見いだせた場合、審査委員長は、これを公労使三者委員の見解として当事者に勧告できることが明文化された。</p>
平成 25 年	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働関係調整法一部改正 <p>※従来 3 人とされていた仲裁委員の人数について、3 人以上の奇数の委員を指名することができることとされた。</p>
平成 27 年	4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人通則法一部改正 <p>※役職員が国家公務員の身分を有し、中央労働委員会が専属管轄する特定独立行政法人のうち独立行政法人国立病院機構が中期目標管理法人に改められ、本法人の役職身分は非公務員化して中央労働委員会の管轄から外れ、都道府県労働委員会の所管となった。</p>

令和元年	12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行により、オンライン申請をする場合、識別番号及び暗証番号や生命認証符号等を使用することなどが定められた。
令和2年	12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」等を踏まえ、不当労働行為に係る救済申立ての手続等について、当事者による申立書等への押印等を不要とすることが定められた。
令和3年	2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言がされた場合等に、総会や公益委員会議等の会議を、ウェブ会議により開催することができること等の規定が整備された。
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※平成30年11月に全国労働委員会連絡協議会に設置された「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」において取りまとめられた議論を受け、不当労働行為事件の審査の実務の現状を踏まえて改正された。主な内容は、次の①及び②のとおりである。 ①答弁書の提出期限が原則10日以内から原則30日以内とされるとともに答弁書には具体的な認否・反論を記載しなければならないとされた。 ②労働委員会が審問を開始する期限が削除された。
令和5年	2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・労働委員会規則一部改正 ※中央労働委員会における審問の手続や尋問について、当事者等の便宜のため、中労委と地方事務所との間で、いわゆるウェブ会議(改正前労働委員会規則16条の2に規定される方法)により実施することができること等の規定が整備された。

2 本県の沿革

年次	月日	事項
昭和 21 年	3 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 21 年 3 月 10 日、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び第三者の各側 3 人計 9 人が第 1 期委員として委嘱され、本県地方労働委員会の活動が開始された。同月 18 日には第 1 回総会が開催され、会長の互選、委員会運営規程及び事務局設置等に関する審議が行われた。 なお、補助機関として事務局が設置されたが、当初は予算上その他の事情もあって、過渡的形態として兼任職員で事務を行った。その後、労働運動の活発化と労働組合組織の急激な膨張に伴い、また、労働関係調整法も施行されたので、昭和 22 年 3 月頃までにある程度の専任職員を置く運びとなった。
昭和 22 年	1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期委員が労働組合法に基づき委嘱され、委員の構成は各側 5 人計 15 人となった。
昭和 23 年	1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 事務局に専任事務局長を設置し、従来の労働政策課内同居の状態から独自の事務室を持つようになった。また、労働組合法施行令第 25 条の規定に基づき、昭和 26 年に群馬県規則第 5 号として、事務局規則が制定され、これにより総務課、審査課、調整課の三課が事務局に置かれ、分掌事務、職制などが定められた。
昭和 27 年	7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合法及び労働関係調整法の一部が改正され、あっせん員と労働委員会委員の兼職禁止規定が削除されたため、昭和 27 年 9 月からあっせん員候補者に労働委員会委員を加えることになった。
昭和 32 年	11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 事務局機構の改正により、局長が部長級となり同時に次長職が設置された。
昭和 41 年	4 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合法の一部改正によって、労働委員会委員の任期が従来の 1 年から 2 年に延長されたため、本県においても第 18 期委員から 2 年の任期になった。
昭和 52 年	4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 従来、慣例、内規等で処理していた事務処理手続を体系化、成

		文化し、群馬県地方労働委員会事務処理要領として制定した。
昭和 59 年	4 月 1 日	・全国労働委員会連絡協議会により制定された「不当労働行為審査のための手引き」との整合性を図るため、また、事務の簡素化と迅速処理、申請者へのサービス等を図るため、群馬県地方労働委員会事務処理要領の改定を行った。
昭和 61 年	4 月 1 日	・群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改正により、事務局に管理課が設置され、従来の各課がそれぞれ総務係、審査係、調整係に変更され三課制から一課三係制になった。また、従来の次長が管理課長に、課長が係長に改められた。
平成 4 年	4 月 1 日	・関係法令の改正及び実際の事務処理との整合性等を図るため、群馬県地方労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 7 年	4 月 1 日	・群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改正によって、従来の総括課長補佐が、管理課次長に改められた。
平成 12 年	4 月 1 日	・地方分権一括法の施行による群馬労働局の創設等に伴い、群馬県地方労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 13 年	9 月 5 日	・「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」の制定を受け、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、個別的労使紛争のあっせんに関する事務が知事から委任された。
	9 月 13 日	・「個別的労使紛争のあっせんに関する要綱」を定めた。
	9 月 25 日	・群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改正により、調整係の分掌事務に、「個別的労使紛争のあっせんに関すること」が加えられた。
	9 月 27 日	・「個別的労使紛争のあっせんに関する事務処理要領」を定めた。
	10 月 1 日	・「個別的労使紛争の解決の促進に関する法律」の施行に伴い、個別的労使紛争あっせん制度を開始した。
	11 月 22 日	・事務の適正化・迅速化を主眼とし、また、実際の事務処理との整合性を図るため、群馬県地方労働委員会事務処理要領の改

		定を行った。
平成 14 年	4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改定によって、従来の総務係、審査係、調整係の 3 係制が、総務調整グループ、審査グループの 2 グループ制に改められた。
平成 17 年	1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合法の一部改正(平成 16 年法律第 140 号)により、都道府県労働委員会に規則制定権が付与されたことから、次の関係規程が制定・改正された。これに伴い、群馬県地方労働委員会事務局の名称が、群馬県労働委員会事務局へと変更された。 <ol style="list-style-type: none"> 群馬県地方労働委員会事務局規則の一部改正(平成 16 年 12 月 28 日公布、規則の題名を群馬県労働委員会事務局組織規則に変更) 群馬県労働委員会事務局処務規程の制定(平成 17 年 1 月 1 日公布)
平成 18 年	3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 1 月 1 日の労働組合法の一部改正に伴い、群馬県労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 20 年	4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県労働委員会事務局組織規則の一部改正によって、グループ制(総務調整グループ、審査グループ)が係制(総務調整係、審査係)に改められた。
平成 22 年	3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> 事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、群馬県労働委員会事務処理要領及び個別的労使紛争のあっせんに関する事務処理要領の改定を行った。
平成 24 年	10 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> 同年 10 月 1 日の労働委員会規則の一部を改正する規則(平成 24 年中央労働委員会規則第 1 号)の施行に伴い、群馬県労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 25 年	7 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> 同年 6 月 14 日の労働関係調整法の一部改正に伴い、群馬県労働委員会事務処理要領の改定を行った。
平成 26 年	3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、群馬県労働委員会事務処理要領及び個別的労使紛争のあっせんに関する事務処理要領の改定を行った。
平成 30 年	2 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> 事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図る

		ため、審査に関する群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った(同年5月24日に追加改正)。
平成31年	2月14日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、総務調整に関する群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った。
令和元年	8月22日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、個別的労使紛争のあっせんに関する要綱の改定を行った。
令和2年	3月26日	・個別的労使紛争のあっせんに係る事務処理の集団あっせんとの共通性を考慮して、個別的労使紛争のあっせんに関する要領を廃止し、その内容を群馬県労働委員会事務処理要領の第4章として組み入れた。併せて、実際の事務処理との整合性を図るため、一部改定を行った。
	10月22日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため、調整及び個別的労使紛争のあっせんに関する群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った。
令和3年	3月25日	・事務の適正化・迅速化及び実際の事務処理との整合性を図るため並びに令和2年12月25日の労働委員会規則の一部を改正する規則(令和2年中央労働委員会規則第1号)の施行に伴い、群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った。
	10月1日	・同日の労働委員会規則の一部を改正する規則(令和3年中央労働委員会規則第2号)の施行に伴い、審査に関する群馬県労働委員会事務処理要領の一部改定を行った。

第2節 組織

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律等の目的を達成するため、労働組合法第19条の12の規定により、各都道府県に設けられ、地方自治法の規定による都道府県の執行機関になっている。

1 委員

労働委員会は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)の三者で構成されており、労使委員はそれぞれ関係団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、知事が任命する。委員の任

期は2年であるが、再任を妨げない。

なお、会長及び会長代理は、委員の互選により公益委員の中から選出される。当委員会においては、各側(公益、労働者及び使用者)それぞれ5人計15人の委員が任命されており、現在は第45期委員<表1>によって運営されている。歴代会長及び会長代理は、<表2>のとおりである。

2 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条の規定により労働争議のあっせんに当たらせるため、また、平成13年10月1日からは、個別的労使紛争のあっせんに関する要綱第7条第2項の規定により、当該紛争のあっせんにも当たらせるため、あっせん員候補者を委嘱している。

当委員会においては、現委員15人、事務局職員3人(局長、管理課長、管理課次長(総務調整・DX推進係長))の計18人を委嘱している<表3>。あっせん員候補者の任期は法令に特別の規定がないため、委員改選後の初回総会や事務局の人事異動後の総会において、適宜あっせん員候補者の委嘱・解任を審議決定している。

3 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定により、事務を整理するため事務局が置かれており、職員については、会長の同意を得て都道府県の職員のうちから、知事の任命により事務局長以下必要な職員が配置されることとなっている。当事務局は、群馬県労働委員会事務局組織規則により、内部組織、分掌事務及び職制等に関して必要な事項が定められている。

二係(グループ)制となった平成14年度以降の定数・現員の推移は、次表のとおり。

<平成14年度以降の事務局職員数の推移>

年度	定数	現員	事務局長・管理課長	総務調整・DX推進係	審査係
14	11	11	2	5	4
15	10	10	2	4	4
16	9	9	2	4	3
17～20	8	9	2	3	3
21	8	9	2	4	3
22～25	8	8	2	3	3
26～27	8	9	2	4	3
28	9	9	2	3	4
29～	8	8	2	3	3

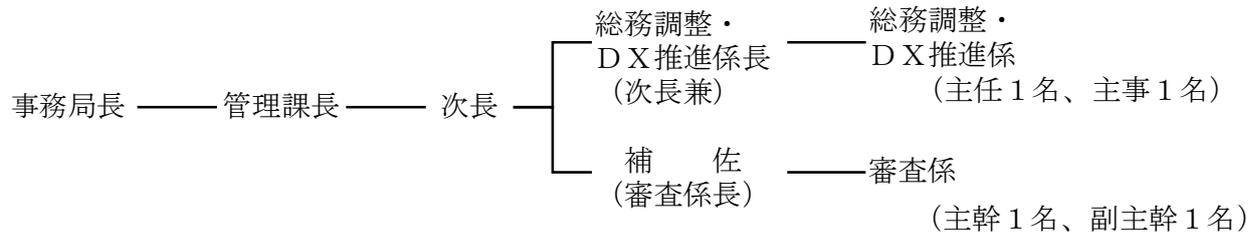
(注)平成14年度から19年度までは、グループ制

平成26年度から27年度の1名増は、過員配置

平成28年度の1名増は、1年限りの定数時限措置

令和3年度から総務調整係は総務調整・DX推進係に変更

〈組織図〉(令和5年12月31日現在)



4 予 算

労働委員会の予算は、57頁のとおりである。

第3節 職務権限

労働委員会の職務権限は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき、不当労働行為の審査や労働争議の調整を行うなど、次のように定められている。また、本県の場合、平成13年10月1日から地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任により、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づいて個別的労使紛争のあっせんを行っている。

- (1) 労働組合の資格の審査、決定及び証明(労組法第5条、第11条、地公労法第4条)
- (2) 労働協約の拡張適用の決議(労組法第18条)
- (3) 不当労働行為の審査、命令及び決定(労組法第7条、第27条、地公労法第4条)
- (4) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁(労調法第10条～35条、地公労法第14、15条)
- (5) 争議行為発生届の受付(労調法第9条)
- (6) 公益事業における争議行為予告通知の受付(労調法第37条)
- (7) 職務を行うために必要と認められるときの出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求めること及び臨検検査などの強制権限の行使(労組法第22条)
- (8) 非組合員の範囲の認定及び告示(地公労法第5条)
- (9) 個別的労使紛争のあっせん(個別労働紛争解決法第20条、群馬県労働委員会及び同委員会事務局職員に対する事務委任規則第2条)

<表 1 >

第 45 期群馬県労働委員会委員名簿

(任期 令和 5 年 4 月 13 日～令和 7 年 4 月 12 日)

	氏 名	現 職	在任年数等
公 益 委 員	◎ ^{あらい ひろし} 新井 博	弁護士	14年 9月 (第38期 平21. 3. 26～)
	○ ^{こぐれ としこ} 小暮 俊子	弁護士	14年 9月 (第38期 平21. 3. 26～)
	^{おおかわら まみ} 大河原 眞美	高崎経済大学名誉教授	12年 9月 (第39期 平23. 3. 30～)
	^{こいそ まさやす} 小磯 正康	弁護士	8年 9月 (第41期 平27. 4. 2～)
	^{さいとう まどか} 斎藤 周	群馬大学教授	0年 9月 (第45期 令 5. 4. 13～)
労 働 者 委 員	^{たかくさぎ さとる} 高草木 悟	群馬県電力関連産業労働組合総連合会長	7年 9月 (第41期 平28. 4. 13～)
	^{さとう ひでお} 佐藤 英夫	日本労働組合総連合会群馬県連合会会長	4年 1月 (第43期 令元. 11. 21～)
	^{やまむら やすお} 山村 康郎	JAM北関東群馬県連絡会会長	4年 1月 (第43期 令元. 11. 21～)
	^{いしかわ ひろゆき} 石川 博之	UAゼンセン群馬県支部前支部長	2年 9月 (第44期 令 3. 4. 8～)
	^{きやみ ゆうじ} 木 闇 裕治	日本労働組合総連合会群馬県連合会顧問	0年 9月 (第45期 令 5. 4. 13～)
使 用 者 委 員	^{やぎ のりひろ} 八木 議 廣	八木工業(株)代表取締役社長	9年 4月 (第40期 平26. 8. 19～)
	^{おかべ ひろゆき} 岡部 洋行	富士精螺(株)代表取締役社長	6年 9月 (第42期 平29. 4. 2～)
	^{いがらし りょうじ} 五十嵐 亮二	(一社)群馬県経営者協会常務理事	4年 9月 (第43期 平31. 4. 2～)
	^{きくち よしゆき} 菊地 良之	三立応用化工(株)専務取締役	2年 9月 (第44期 令 3. 4. 8～)
	^{かのう あきら} 狩野 明	上毛電業(株)代表取締役社長	0年 9月 (第45期 令 5. 4. 13～)

注) 1 ◎は会長、○は会長代理

2 現職及び在任年数等は、令和 5 年 12 月末現在の職及び年数等で、在任年数等は、月途中の就任を 15 日まで初日扱い、16 日以降は翌月初日扱いとして計算

<表2>

歴代会長及び会長代理

期	就任年月日	会 長	会長代理	摘 要
1	昭和 21. 3. 18	阿 部 真之助		
2	〃 22. 1. 10	〃	小 島 軍 造	
3	〃 23. 1. 15	小 島 軍 造	井 上 英 男	
4	〃 24. 3. 31	水 島 治 雄	山 田 岩 尾	
5	〃 25. 4. 1	大 沢 愛次郎	〃	
6	〃 26. 4. 1	山 田 岩 尾	水 島 治 雄	
7	〃 27. 4. 1	〃	丸 山 勇之助	
8	〃 28. 4. 1	〃	岡 部 桂 一	
9	〃 29. 5. 15	〃	〃	
10	〃 30. 6. 1	〃	〃	
11	〃 31. 6. 1	〃	〃	
12	〃 32. 6. 1	〃	〃	
13	〃 33. 6. 1	岡 部 桂 一	横 川 紀 良	
14	〃 34. 6. 1	〃	〃	
15	〃 35. 11. 1	横 川 紀 良	庭 山 政 次	
16	〃 36. 12. 25	〃	〃	
17	〃 38. 12. 9	山 田 岩 尾	鈴 木 節 夫	
18	〃 41. 8. 15	〃	野 村 吉之助	
19	〃 44. 4. 1	〃	〃	
20	〃 46. 9. 14	中 山 新三郎	〃	
21	〃 48. 10. 6	〃	中 島 義 行	
22	〃 50. 12. 1	〃	松 澤 清	
23	〃 53. 5. 10	〃	〃	
24	〃 55. 5. 27	〃	〃	
25	〃 57. 5. 27	〃	〃	
26	〃 59. 5. 27	〃	〃	
27	〃 61. 9. 1	〃	〃	
28	〃 63. 10. 17	〃	〃	
29	平成 2. 10. 31	〃	〃	
30	〃 4. 11. 1	松 澤 清	横 川 幸 夫	
31	〃 6. 11. 1	〃	〃	
32	〃 8. 11. 6	横 川 幸 夫	春 山 進	
33	〃 10. 11. 10	〃	〃	
34	〃 12. 11. 13	春 山 進	尾 関 正 俊	
35	〃 14. 11. 29	〃	〃	
36	〃 16. 11. 29	〃	〃	
37	〃 18. 12. 14	〃	〃	
38	〃 21. 3. 26	尾 関 正 俊	清 水 敏	
39	〃 23. 3. 30	〃	〃	
40	〃 25. 4. 2	〃	〃	
41	〃 27. 4. 2	清 水 敏	新 井 博	
42	〃 29. 4. 4	〃	〃	
43	〃 31. 4. 2	〃	〃	
44	令和 3. 4. 8	〃	〃	
45	〃 5. 4. 13	新 井 博	小 暮 俊 子	

<表 3 >

群馬県労働委員会あっせん員候補者名簿

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

氏 名	現 職 及 び 略 歴	委嘱年月日
新井 博	公益委員 (会長) 弁護士	平 21. 3. 26
小暮 俊子	公益委員 (会長代理) 弁護士	平 21. 3. 26
大河原眞美	公益委員 高崎経済大学名誉教授	平 23. 3. 30
小磯 正康	公益委員 弁護士	平 27. 4. 2
斎藤 周	公益委員 群馬大学教授	令 5. 4. 13
高草木 悟	労働者委員 群馬県電力関連産業労働組合総連合会長	平 28. 4. 15
佐藤 英夫	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会会長	令元. 11. 28
山村 康郎	労働者委員 J A M北関東群馬県連絡会会長	令元. 11. 28
石川 博之	労働者委員 U Aゼンセン群馬県支部前支部長	令 3. 4. 8
木間 裕治	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会顧問	令 5. 4. 13
八木 議廣	使用者委員 八木工業(株)代表取締役社長	平 26. 9. 25
岡部 洋行	使用者委員 富士精螺(株)代表取締役社長	平 29. 4. 4
五十嵐亮二	使用者委員 (一社)群馬県経営者協会専務理事	平 31. 4. 2
菊地 良之	使用者委員 三立応用化工(株)専務取締役	令 3. 4. 8
狩野 明	使用者委員 上毛電業(株)代表取締役社長	令 5. 4. 13
その他の者	労働委員会事務局長、管理課長、次長	

第2章 労働委員会の活動状況

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等の開催状況

1 会議等の概要

労働委員会の会議には、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び労働委員会規則第5条第5項の規定による小委員会などがあるほか、同規則第86条の規定により各労働委員会相互の連絡と調整を図る目的から、ブロック別や全国規模の各種連絡会議が設けられている。

(1) 委員会運営

ア 総会

公・労・使の委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項の審議を始めとして、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会などの報告を受け、労働委員会としての活動を総合的に判断し、適切な運営を行うことを目的として開催される。

本県においては、労働委員会規則第4条第1項に基づき、原則として毎月2回（第2及び第4木曜日）開催しており、令和5年は21回開催された。

イ 小委員会

総会の議決又は会長の専決により設置するもので、総会の付議事項中の特定事項について事実の調査、審議等を行うことを目的として開催される。

なお、令和5年中、小委員会は設置されなかった。

(2) 審査関係

ア 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により公益委員のみの権限とされている準司法的、判定的機能を果たすために、公益委員のみで行う会議であり、会長の招集により開催される。

公益委員会議では、労働組合の資格審査に関する事項、不当労働行為に関する事項、争議行為予告違反の処罰請求に関する事項及び認定・告示に関する事項を審議決定する。

公益委員会議は、必要に応じて随時開催されており、令和5年は5回開催された。

(3) 調整関係

ア 調停委員会

調停委員会は、会長が指名する公・労・使の三者（労・使各側の調停委員は同数）を代表する調停委員から構成され、労働争議の調停を行う（労調法第19条、第21条）。当労働委員会では、平成9年を最後に、調停委員会は設置されていない。

イ 仲裁委員会

仲裁委員会は、3名以上の奇数の仲裁委員により構成され、労働争議の仲裁を行う（労調法第31条）。仲裁委員は、公益委員のうちから、①関係当事者が合意により選定した場合はその者を、②合意により選定されなかった場合は会長が関係当事者に意見を聴いて、会長が指名する（労調法第31条の2）。

当労働委員会では、昭和47年を最後に、仲裁委員会は設置されていない。

※ 労働委員会が行う調整には、「あっせん」「調停」「仲裁」の3つの方法があるが、近年は専ら簡易で弾力的な方法である「あっせん」が利用されている。

(4) 各種連絡会議

労働委員会相互間の連絡を密にし、判例・事例の研究、意見交換及び経験交流を重ね事務処理の統一と調整を図る目的から、各種会議が開催されている。令和5年の開催状況は次のとおり。

【現地開催】

- ・全国労働委員会連絡協議会総会
- ・全国労働委員会公益委員連絡会議
- ・全国労働委員会会長連絡会議
- ・全国労働委員会事務局長連絡会議
- ・全国労働委員会事務局審査主管課長会議
- ・全国労働委員会事務局調整主管課長会議
- ・関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（春季）
- ・関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（秋季）
- ・関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（春季）
- ・関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（秋季）
- ・関東ブロック労働委員会会長連絡会議（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（秋季）と併せて開催）

【不開催（議題の提出がなかったため）】

- ・関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議（議題がある場合のみ開催）
- ・関東ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議（同上）

(5) 委員参加研修等

【現地開催】

- ・ 公労使委員個別紛争専門研修

第 3 章 審査関係

第3章 審査関係

第1節 不当労働行為事件の審査

1 不当労働行為事件の概要

(1) 概況

令和5年に扱った不当労働行為事件は、前年からの繰越し1件、新規申立て7件の計8件であり、そのうち1件は終結したため、翌年への繰越しは7件となった。また、物件提出命令の申立が1件あった。

(2) 申立事項

係属事件8件を申立事項別にみると、次のとおりである。

労組法第7条該当	内 容	件 数
1号	不利益取扱い	4件
2号	団体交渉拒否	4件
3号	支配介入	5件
4号	報復的不利益取扱い	
	計	13件

(注)1事件で複数項目にわたる申立てをしているものがあるため、係属事件数と申立事項別件数の合計は一致しないことがある。

(3) 申立人別・産業別・従業員規模別係属状況

(申立人別)

個人申立て	
当該組合申立て	8件
個人・当該組合申立て	
当該組合・上部組合申立て	
計	8件

(産業別)

放送業	1件
道路旅客運送業	1件
道路貨物運送業	3件
運輸に付帯するサービス業	1件
社会保険・社会福祉・介護事業	2件
計	8件

(従業員規模別)

29人以下	
30人～99人	5件
100人～299人	1件
300人～499人	
500人～999人	
1,000人以上	1件
不明	1件
計	8件

(4) 処理状況

係属した8件のうち、1件が命令により終結した。

終結状況	終結件数	平均処理日数
取 下 げ		
無 関 与 和 解		
関 与 和 解		
命 令 ・ 決 定	1件	291日
計	1件	291日

2 「不当労働行為事件」取扱一覧表（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

(1/2)

番号	事件番号 事件名	組合 所在地	組合 員数	労組法 第7条 該当号	他組合の 有無	従 業 員 数	業 種	申 立 年 月 日	結 終 年 月 日	終 結 状 況	備 考
1	令和4年(不)第1号 令和5年(不)第2号	高崎市	88	1号 2号 3号	無	約35	社会保険・社会福祉・介護事業	4.11.15		係属中	
2	令和5年(不)第1号	高崎市	305	2号	有	1,428	運輸に付帯するサービス業	5.1.6	5.10.23 (291)	命令 (棄却)	
3	令和5年(不)第2号	高崎市	88	3号	無	約35	社会保険・社会福祉・介護事業	5.2.13		係属中	令和4年(不)第1号事件へ併合
4	令和5年(不)第3号 令和5年(不)第4号 令和5年(不)第5号 令和5年(物件)第1号	高崎市	95	1号 2号 3号	無	不明	道路貨物運送業	5.2.14		係属中	

※1 組合員数欄及び従業員数欄の人数は、申立書に記載されている人数又は結審時に両当事者に確認した人数である。

※2 最終年月日欄の（ ）内は、処理日数を表す。

(2/2)

番号	事件番号 事件名	組合 所在地	組合 員数	労働法 第7条 該当号	他組合の 有無	従 業 員 数	業 種	申立 年月日	結 年月日	終結状況	備考
5	令和5年(不)第4号	高崎市	86	1号 3号	無	90	道路貨物運送業	5.7.14		係属中	令和5年(不)第3号事件へ併合
6	令和5年(不)第5号	高崎市	86	1号	無	90	道路貨物運送業	5.7.30		係属中	令和5年(不)第3号事件へ併合
7	令和5年(不)第6号	前橋市	23	1号 2号 3号	無	52	放送業	5.10.18		係属中	
8	令和5年(不)第7号	高崎市	91	3号	有	150	道路旅客運送業	5.12.14		係属中	

※1 組合員数欄及び従業員数欄の人数は、申立書に記載されている人数又は結審時に両当事者に確認した人数である。

※2 終結年月日欄の（ ）内は、処理日数を表す。

3 審査の記録

(1) 令和4年(不)第1号・令和5年(不)第2号併合事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

(1) 令和4年(不)第1号事件

- ア 組合員Aの配置転換を撤回して、組合員Aを夜間勤務を伴う配置転換以前と同様の業務に従事させること。
- イ 組合員Aの配置転換をなかったものとして扱い、配置転換以前の平均賃金と配置転換以降の賃金の差額を支払うこと。
- ウ 対面方式を基本として、団体交渉に誠実に応じること。
- エ 陳謝・誓約文の掲示を行うこと。
- オ 当委員会への履行報告を行うこと。

(2) 令和5年(不)第2号事件

- ア 組合員Aあて交付した指導書を撤回すること。
- イ 組合員Aに対する組合差別・パワーハラスメントにより、組合員Aが適応障害を発症したことを謝罪し、休職中の収入の減額分について補償すること。
- ウ 陳謝・誓約文の掲示を行うこと。
- エ 当委員会への履行報告を行うこと。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

ア 令和4年(不)第1号事件

- (ア) 被申立人が組合員Aを配置転換したこと、組合員Aの夜間勤務の従事を禁止したこと等は、申立人が組合員Aの組合加入に対する不当労働行為意思から行ったものであり、労働組合法第7条第1号に該当する。
- (イ) 団体交渉に関する被申立人の対応は不誠実であり、労働組合法第7条第2号に該当する。

イ 令和5年(不)第2号事件

被申立人の次の行為は、労働組合法第7条第3号に該当する。

- (ア) 被申立人内設置委員会を利用したパワーハラスメント・組合弱体化
- (イ) 従業員及び利用者家族が閲覧する改善計画書に組合員Aを元職員と記載した行為
- (ウ) 組合員Aに差別的に指導書を交付した行為

(エ) 被申立人内会議において、組合員 A の診断書と休職届を回覧する等更なる責任追及をあおる行為

(オ) 組合員 B に対し、指導のため配置転換、パワーハラスメント及びいじめを企図していたこと。

(2) 被申立人の主張

ア 令和 4 年（不）第 1 号事件

いずれも認められない。

ただし、今後は対面形式を基本として団体交渉に応ずる用意がある。

イ 令和 5 年（不）第 2 号事件

いずれも認められない。

4 審査の経過

5. 1. 27 第 1 回委員調査

3. 2 第 2 回委員調査

4. 18 第 3 回委員調査（令和 5 年（不）第 2 号事件を併合決定）

5. 29 第 4 回委員調査

7. 3 第 5 回委員調査

8. 21 第 6 回委員調査（審査計画書策定）

9. 25 第 1 回審問

11. 28 第 2 回審問

(2) 令和5年(不)第1号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

被申立人は、申立人が令和4年11月21日付けで申し入れた交渉事項についての団体交渉を拒否してはならない。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

申立人が令和4年11月21日付け申入書により申し入れた団体交渉の開催要求に対する被申立人の対応が、労働組合法第7条第2号の団体交渉拒否に該当する。

(2) 被申立人の主張

申立人の申立てを棄却するとの命令を求める。

4 審査の経過

- 5. 1. 6 申立書受領
- 1. 11 審査開始決定
- 3. 23 第1回委員調査
- 4. 20 第2回委員調査
- 6. 1 第3回委員調査
- 7. 10 第4回委員調査(結審)
- 8. 24 第1回合議
- 9. 14 第2回合議
- 9. 27 第3回合議
- 10. 23 命令書交付(申立人及び被申立人)

命 令 書

申 立 人 X組合
中央執行委員長 A 1

被 申 立 人 Y会社
代表取締役 B 1

上記当事者間の群労委令和5年(不)第1号Y会社不相当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和5年9月27日第854回公益委員会議において、会長公益委員新井博、公益委員小暮俊子、同大河原真美、同小磯正康、同斎藤周が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、申立人X組合(以下「申立人」という。)が、令和4年(2022年)11月21日付けの申入書によって、被申立人Y会社(以下「被申立人」という。)に対し、被申立人の従業員であったB2(以下「B2」という。)が勤務中に死亡したことについて、その勤務状況の説明等や被申立人従業員に対する安全配慮義務等を交渉事項とする団体交渉を申し入れたにもかかわらず、被申立人がこれに応じなかったことが、労働組合法(以下「労組法」という。)第7条第2号に該当する不相当労働行為であるとして、令和5年1月6日、当委員会に救済申立てがなされた事案である。

なお、同申入書には、申立人による団体交渉の開催要求は明示されていないが、当事者双方により団体交渉の申入書として理解されているため、同申入書

による申入れを、以下「本件団体申入れ」という。

2 請求する救済内容の要旨

被申立人は、申立人が令和4年(2022年)11月21日付けで申し入れた交渉事項についての団体交渉を拒否してはならない。

3 争点

- (1) 申立人は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当するか(争点1)。
- (2) 本件団体申入れに対し、被申立人が、B2が申立人の組合員であることの証明を求めてこれに応じなかったことが労組法第7条第2号の不相当労働行為に該当するか(争点2)。

第2 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人

申立人は、平成30年6月23日に設立され、主に申立外C1会社(以下「C1会社」という。)及びその関連企業の労働者等で組織された労働組合である。本件申立時の組合員数は340名であり、結審時(令和5年7月10日)の組合員数は305名である。また、申立人の設立から結審時までの間において、被申立人に雇用されていた申立人の組合員は存在しない。

- (2) 被申立人

被申立人は、肩書地に本店を置き、東京、横浜、八王子及び大宮の各地区に事業所を有する株式会社であり、鉄道車両の清掃、整備、入換業務等を主な目的としている。その従業員数は、結審時において1,428名である。

なお、被申立人は、C1会社の子会社であり、高崎地区には事業所を有していない。また、被申立人には、社内組合であるC2組合(以下「C2組合」という。)が存在しており、B2は、死亡するまではC2組合に加入していた。

2 本件申立てまでの経緯

- (1) 令和4年9月29日、被申立人のB3事業所にて作業長として業務に従事していたB2が、業務中に死亡した。

- (2) 申立人は、令和4年(2022年)11月21日付けの申入書を被申立人宛て送付した。

その書面においては、「作業長として勤務していた当労組組合員B2氏」が業務中に虚血性心不全を発症し、死亡したことが指摘され、その要因や作業実態等を明らかにし、従業員の命と安全を守るために具体的な措置を早急に講ずる必要があるとして、以下のとおり被申立人に回答を求めた。

「1. Y会社B3事業所（以下、会社）における安全配慮義務として、従業員が抱える持病など就業上のリスク軽減措置及び対策について具体的に明らかにすること。

2. B2氏が定期健康診断において超高血圧であると診断されたことについて、会社が把握していたのか明らかにすること。

3. B2氏の2022年4月から9月の勤務表及び実績を明らかにすること。また、同期間における時間外労働の実績及び具体的な内容を明らかにすること。

4. 2022年9月29日のB2氏の始業点呼時における心身の状況及び、業務の足取りを明らかにすること。

5. B2氏が午後の業務開始から発見されるまでに約5時間を要した原因を明らかにすること。

6. B3事業所における作業長の作業マニュアル及び清掃作業者、当直長の作業マニュアルを明らかにすること。また、業務中における報告の有無と連絡手段を明らかにすること。

7. 2022年9月29日以降、会社がどのような安全配慮義務を講じたのか明らかにすること。

8. 単独作業によらない業務執行体制を整えること。また、健康リスクを抱える従業員に具体的な対策を講じること。

9. B2氏に対する労働災害申請の考え方を明らかにすること。」

(3) 令和4年11月29日ころから、申立人及び被申立人は、団体交渉の開催に関して複数回協議を行った。その中で、被申立人は、B2が被申立人に関する資料の提供を求めたが、申立人が何らかの資料を示したことはなかった。

(4) 同年12月20日、被申立人は、申立人に対し、B2が申立人に加入していた事実が確認できないことから、団体交渉に応じることができない旨を回答した。

(5) 令和5年1月6日、申立人は、当委員会に救済申立てを行った。

(6) なお、申立人は、令和4年（2022年）11月21日付けの申立書においては、B2を「当労組組合員」と記載し、本件救済申立てにおいてもB2が申立人の組合員であることを前提とした主張をしていたが、当委員会からの求釈明により、B2は生前に申立人に加入したことはなく、相続人の意向を踏まえて死後に「事後加入」したとの趣旨であることが判明した。

第3 判断

1 争点1（申立人は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当するか。）

(1) 申立人の主張の要旨

ア B2は、亡くなった時点では申立人に加入していなかったが、法定相続人を含めた遺族の意向を踏まえ、B2の「事後加入」を申立人が認められたため、本件団交申入れ時点においては、申立人の組合員であるといえる。B2の「労働条件改善を期待する権利（期待権）」（以下「期待権」という。）は相続人に継承され、この期待権の中には労働条件を十全なものとするためにあらゆる方策を選択する権利が含まれるべきであるところ、B2の相続人はB2の組合加入を選択しているのだから、B2は申立人の組合員であるといえ、したがって、申立人は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当する。

イ 被申立人のB2の遺族に対する対応は十分でなく、申立人は遺族の思いを実現するために団体交渉を申し入れており、法的な要件のみにとらわれべきではない。

ウ 本件をきっかけに将来的に申立人に加入する被申立人従業員が増えることが見込まれ、また、被申立人はC1会社からの出向先であることから、申立人の組合員が被申立人で就労する可能性が十分ある。

(2) 被申立人の主張の要旨

ア 自然人が死後に意思表示を含む法律行為をなし得ないことは自明であり、申立人のB2が「事後加入」したという主張は、B2の遺族が申立人に加入した事実を述べるものと理解するほかなく、また、申立人の期待権に係る主張についても何ら根拠がない。B2は被申立人在籍時に申立人に加入しておらず、また、被申立人の従業員中に申立人の組合員が一人も存在していないことから、申立人は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用

「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当しないと判断されたことから、争点2について判断する必要はないが、争点として整理したため念のため検討することとする。）

(1) 被申立人の主張の要旨

B2は、被申立人在籍時に、C2組合の組合員であることは明らかにしていたが、申立人に加わったことを明らかにしたことはなかった。また、被申立人の従業員中に申立人の組合員が一人も存在しないことから、B2の申立人への加入の事実を合理的に確認、把握し得ない状態において、本件団交申入れに係る交渉事項が義務的団交事項に該当するかを判断するためにも、被申立人が、B2が申立人の組合員であることの証明を求め、団体交渉に応じなかったことには、正当な理由がある。

(2) 申立人の主張の要旨

被申立人の主張は争う。

(3) 当委員会の判断

ア 本件団交申入れについて、被申立人はB2が被申立人に在籍していた間に申立人の組合員であったことがわかる資料の提示を求め、申立人はこれに応じることなく、当事者間で団体交渉が開催されていないことについては争いがない（前記第2の2（3）及び（4））。

被申立人は、申立人に対してB2が組合員であることの証明を求めて団体交渉に応じなかったことには正当な理由があると主張するため、この点について以下検討する。

イ 前記（1）のとおり、被申立人は、B2はC2組合の組合員であることを明らかにしていたが、申立人に加わったことを明らかにしたことはなかったと主張している。客観的にB2が生前には申立人に加わっていないことが判明している（前記第2の2（6））から、被申立人の主張する事実を認めることができる。また、被申立人に雇用されている申立人の組合員が存在しないこと（前記第2の1（1））から、被申立人がB2の申立人への加入の有無を把握することは困難であったものといえる。

ウ 団体交渉は、使用者とその雇用する労働者の属する労働組合との間で行われるものであるから、以上の状況において、団体交渉に応ずべきかについて被申立人が申立人に対し、B2が申立人の組合員であることの確認を求めたのは合理的な対応であるといえる。

する労働者の代表者」に該当しない。

イ 被申立人は遺族に真摯に対応しており、また、労働委員会には労組法第7条の要件該当性を離れて救済命令を発する裁量は存しない。

(3) 当委員会の判断

ア 労組法第7条第2号において規定する「使用者が雇用する労働者の代表者」とは、「現に使用者と雇用関係にある労働者の代表者」を意味し、労働組合がそれに該当する。
しかし、本件ではB2は死亡前に申立人に加わったことがないことは前記認定事実のとおりであり、また、被申立人の従業員の中には申立人の組合員が存在しないことが認められる（前記第2の1（1）及び2（6））。したがって、申立人は、労組法第7条第2号に規定する「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当するとはいえない。

イ なお、申立人は、B2の法定相続人を含めた遺族の意向を踏まえ、B2の「事後加入」を申立人が認めたため、B2は申立人の組合員であると主張し、その根拠として、B2の期待権を相続人が継承し、B2の組合加入という選択をしたと主張する。

しかしながら、労働組合に加入するという行為の効力は、組合と加入しようとする者との間で意思の合致することにより生じるものであるところ、死後にそのような法律行為をすることはできないことは明らかであり、B2は、その死後に申立人に加わったことはできない。

よって、申立人の主張を認めることはできない。

ウ また、申立人は、法的な要件のみにとらわれることなく被申立人は団体交渉に応じることができると主張するが、労働委員会は、労組法第7条に定める要件から離れて判断できるといような裁量権は有しておらず、申立人の主張は失当である。

エ さらに、申立人は、将来的に申立人の組合員が被申立人で就労する可能性がある等主張するが、申立人の設立から結審時までの間に被申立人に所属していた組合員は存在しない状況において、申立人を「使用者が雇用する労働者の代表者」と認めるに足る事情は見当たらない。

2 争点2（本件団交申入れに対し、被申立人が、B2が申立人の組合員であることの証明を求めてこれに応じなかったことが労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか。）（なお、争点1において申立人が労組法第7条第2号

しかるに、申立人は、真にB2が加入していたなら、加入時に作成するであろう各種文書や組合費の支払の状況がわかるものなどを開示すれば容易にその証明ができるにもかかわらず、全くそのような行動をとっていない。

これらの事情の下では、本件団交申入れに被申立人が応じなかったことには正当な理由があったと認められる。

3 結論

以上とおり、本件団交申入れの時点で申立人が被申立人との関係において「使用者の雇用する労働者の代表者」であったとはいえず、また、本件団交申入れを被申立人が拒んだことには正当な理由があったといえることから、被申立人が本件団交申入れに応じなかったことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

第4 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

令和5年9月27日

群馬県労働委員会
会長 新井 博

(3) 令和5年(不)第2号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 組合員Aあて交付した指導書を撤回すること。
- (2) 組合員Aに対する組合差別・パワーハラスメントにより、組合員Aが適応障害を発症したことを謝罪し、休職中の収入の減額分について補償すること。
- (3) 陳謝・誓約文の掲示を行うこと。
- (4) 当委員会への履行報告を行うこと。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

被申立人の次の行為は、労働組合法第7条第3号に該当する。

ア 被申立人内設置委員会を利用したパワーハラスメント・組合弱体化

イ 従業員及び利用者家族が閲覧する改善計画書に組合員Aを元職員と記載した行為

ウ 組合員Aに差別的に指導書を交付した行為

エ 被申立人内会議において、組合員Aの診断書と休職届を回覧する等更なる責任追及をあおる行為

オ 組合員Bに対し、指導のため配置転換、パワーハラスメント及びいじめを企図していたこと。

(2) 被申立人の主張

いずれも認められない。

4 審査の経過

5.2.13 申立書受領

2.14 審査開始決定

4.18 第1回委員調査(令和4年(不)第1号事件に併合決定)

(4) 令和5年(不)第3号・第4号・第5号併合事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

(1) 令和5年(不)第3号事件

- ア 就業規則、賃金規程、36協定書その他現在有効な労使協定書を交付すること。
- イ 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- ウ 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

(2) 令和5年(不)第4号事件

- ア 令和4年11月28日に改正された就業規則の無効を確認すること。
- イ 組合員A1及びA2に対する懲戒審査及び自宅待機命令の撤回及び謝罪を行うこと。
- ウ 組合員A1及びA2に対する配転の撤回及び謝罪を行うこと並びに原職へ復帰させること。
- エ 組合員A1及びA2に対する配転によって生じた不利益対して補償すること。
- オ 被申立人とB1所長による組合員A1に対する刑事告訴を取り消すこと。
- カ B1所長による組合員A1に対する損害賠償請求訴訟を取り下げること。
- キ 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- ク 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

(3) 令和5年(不)第5号事件

- ア 組合員A2に対する「訓戒」の懲戒処分を撤回すること。
- イ 組合員A1に対して本来支払われたであろう残業代を支払うこと。
- ウ 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- エ 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

ア 令和5年(不)第3号事件

- (ア) 被申立人が申立人に対する就業規則、賃金規定、労使協定書等の交付を拒んでいることは、労働組合法第7条第2号の不誠実交渉に該当する。
- (イ) B1所長らが、令和4年11月28日から6回にわたり、組合員A1の点検作業のビデオ撮影を行ったことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当す

る。

(ウ) 申立人が令和5年1月9日及び10日にB2営業所前で行ったビラ配布に関して、被申立人従業員が同月9日に組合員A1を除く他の従業員に対して事情聴取を行ったことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

(エ) 令和5年2月6日付けで、被申立人が申立人に対して、申立人がどのように上記(ウ)の事実を把握したのか説明を求めたことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

(オ) 申立人が、賠償反則金の賃金控除に関する手続上の不備及び無効を主張したことに對して、令和5年2月6日付けで、被申立人が、返金をする場合は返金後に適正な損害賠償請求を行う旨を回答したことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

イ 令和5年（不）第4号事件

(ア) 組合員A1の令和4年11月18日付けの組合加入通告後に、申立人が必要な手続を行わずに就業規則の懲戒規定等を改ざんしたことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

(イ) 組合員A1及びA2について、組合活動を理由として懲戒処分の審査を開始し、令和5年3月24日付けで自宅待機命令を発したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。

(ウ) 令和5年5月26日付けで、組合員A1及びA2に配置転換を命じたこと並びに令和5年4月にB1所長が従業員に陳情書を提出させたことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。

(エ) B1所長が、令和5年5月19日付けで組合員A1に対して侮辱・名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起したこと並びに被申立人及びB1所長が、侮辱罪・名誉毀損罪で組合員A1を刑事告訴したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。

ウ 令和5年（不）第5号事件

(ア) 組合員A2に対して、令和5年7月27日付けで「訓戒」の懲戒処分としたことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。

(イ) 組合員A1の令和4年11月18日付け組合加入通告以降、組合員A1に対して、残業をさせない配車・業務を行わせて残業代を支払っていないことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。

(2) 被申立人の主張

申立人のいずれの申立ても棄却するとの命令を求める。

4 審査の経過

5. 2.14 申立書受領

2.15 審査開始決定

4.28 第1回委員調査

6.12 第2回委員調査

- 7.27 第3回委員調査
- 9. 4 第4回委員調査（令和5年（不）第4号事件及び同第5号事件を併合決定）
- 10. 2 第5回委員調査
- 10.26 令和5年（物件）第1号事件申立書受領
- 11. 6 第6回委員調査
- 12.18 第7回委員調査

(5) 令和5年(不)第4号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 令和4年11月28日に改正された就業規則の無効を確認すること。
- (2) 組合員A1及びA2に対する懲戒審査及び自宅待機命令の撤回及び謝罪を行うこと。
- (3) 組合員A1及びA2に対する配転の撤回及び謝罪を行うこと並びに原職へ復帰させること。
- (4) 組合員A1及びA2に対する配転によって生じた不利益対して補償すること。
- (5) 被申立人とB1所長による組合員A1に対する刑事告訴を取り消すこと。
- (6) B1所長による組合員A1に対する損害賠償請求訴訟を取り下げること。
- (7) 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- (8) 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

- ア 組合員A1の令和4年11月18日付けの組合加入通告後に、申立人が必要な手続を行わずに就業規則の懲戒規定等を改ざんしたことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。
- イ 組合員A1及びA2について、組合活動を理由として懲戒処分の審査を開始し、令和5年3月24日付けで自宅待機命令を発したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。
- ウ 令和5年5月26日付けで、組合員A1及びA2に配置転換を命じたこと並びに令和5年4月にB1所長が従業員に陳情書を提出させたことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。
- エ B1所長が、令和5年5月19日付けで組合員A1に対して侮辱・名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起したこと並びに被申立人及びB1所長が、侮辱罪・名誉毀損罪で組合員A1を刑事告訴したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号の不利益取扱い及び支配介入に該当する。

(2) 被申立人の主張

申立人のいずれの申立ても棄却するとの命令を求める。

4 審査の経過

5. 7. 14 申立書受領

7. 18 審査開始決定

9. 4 第1回委員調査（令和5年（不）第3号事件に併合決定）

(6) 令和5年(不)第5号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 組合員A2に対する「訓戒」の懲戒処分を撤回すること。
- (2) 組合員A1に対して本来支払われたであろう残業代を支払うこと。
- (3) 謝罪・誓約文の交付及び掲示を行うこと。
- (4) 文書による当委員会への履行報告を行うこと。

3 主張の要旨

- (1) 申立人の主張
 - ア 組合員A2に対して、令和5年7月27日付けで「訓戒」の懲戒処分としたことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。
 - イ 組合員A1の令和4年11月18日付け組合加入通告以降、組合員A1に対して、残業をさせない配車・業務を行わせて残業代を支払っていないことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。
- (2) 被申立人の主張
 - 申立人のいずれの申立ても棄却するとの命令を求める。

4 審査の経過

- 5. 7. 31 申立書受領
- 8. 1 審査開始決定
- 9. 4 第1回委員調査(令和5年(不)第3号事件に併合決定)

(7) 令和5年(不)第6号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 組合員AないしEに対する配置転換命令を撤回し、原職に復帰させること。
- (2) 組合執行委員の組合員Aに対し、配置転換から原職もしくは原職に復帰させるまでの間の手当相当額等を支払うこと。
- (3) 団体交渉について誠実に交渉に応じること。
- (4) 配置転換命令等により支配介入しないこと。
- (5) 陳謝・誓約文の掲示を行うこと。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

- ア 被申立人が組合員AないしEに対する配置転換命令は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する。
- イ 団体交渉における被申立人の対応は不誠実であり、労働組合法第7条第2号に該当する。

(2) 被申立人の主張

申立てを全て棄却するとの命令を求める。

4 審査の経過

5.10.18 申立書受領、審査開始決定

(8) 令和5年(不)第7号事件

1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 Y会社

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 社内便の使用禁止を解除すること。
- (2) 誓約書を作成すること。
- (3) 新聞に謝罪文を掲載すること。

3 主張の要旨

(1) 申立人の主張

被申立人が、令和5年10月27日に、申立人に対して、社内便の使用を禁止したことが、労働組合法第7条第3号の支配介入に該当する。

(2) 被申立人の主張

(R5.12.31時点で、答弁書未提出)

4 審査の経過

- 5.12.14 申立書受領
- 12.18 審査開始決定

4 審査の期間の目標及び実施状況

(1) 審査の期間の目標

1年3か月

(2) 審査の実施状況

令和5年の係属・終結件数

係属件数			終結件数		繰越件数
繰越	新規	計		平均処理日数	
1件	7件	8件	1件	291日	7件

第2節 行政訴訟事件等

令和5年において、初審命令に対する再審査申立て及び初審命令・再審査命令に対する行政訴訟に該当する事件はない。

第3節 労働組合の資格審査

1 労働組合資格審査の概要

令和5年の係属状況は11件であり、うち1件が前年からの繰越し、10件が新規である。係属事由の内訳としては、3件が委員推薦、8件が不当労働行為救済申立てに伴うものである。

処理状況は、適格が4件であり、残り7件は、翌年への繰越しとなっている。

2 係属事由別取扱状況

取扱状況 係属事由	係属件数			処 理 件 数					翌年へ繰越
	前年 から 繰越	新規	計	適格	不適格	取下	打切	計	
委員推薦		3	3	3				3	
不当労働行為救済申立て	1	7	8	1				1	7
法人登記									
協約拡張適用									
総会決議									
計	1	10	11	4				4	7

第4節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定・告示

1 認定・告示の概要

認定・告示は、地方公営企業又はその労働組合からの申出により、使用者の利益代表者の範囲を労働委員会で認定し、告示する制度である。

令和5年中の取扱件数は、次表のとおり新規1件である。

申出者	申出年月日	申出理由	手続開始 年月日	認定年月日	告示年月日 告示番号
群馬県企業管理者	5.4.20	職の廃止	5.5.25	5.5.25	5.6.6 第3号

2 告示内容

◎群馬県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県企業局の職員が結成し、又は加入する群馬県企業局労働組合について、群馬県企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和5年5月25日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（令和4年群馬県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

令和5年6月6日

群馬県労働委員会会長 新井 博

県 庁	企業局長、技監、参事、課長、室長、主監、電気保安監、次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）、総務課総務係長、経営戦略課財政係長及び総務課において人事又は労働関係の事務を担当する職員
地域機関	所長、部長及び次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）

第4章 調整關係

第4章 調整関係

第1節 労働争議の調整

1 調整の概要

(1) 概況

令和5年に係属した調整事件は2件であった。いずれも新規で、調整区分別は、あっせんであった。

(2) 調整事項

調整事項は、「その他賃金」が1件、「団交促進」が1件であった。

(3) 規模別・産業別係属状況

企業規模は、100人～199人が1件、200～499人が1件である。また、産業は医療・福祉が1件、サービス業（その他のサービス業）が1件であった。

(4) 処理状況

申請月は、1件が7月、1件が11月であった。
 終結状況は、1件が打切り、1件が不開始であった。
 また、調整に要した平均日数は106日であった。

(5) 調整事件にみられる特徴

新規申請2件のうち、1件が使用者からの申請であった。
 終結までにあっせんを複数回実施した事件があったため、平均処理日数は100日以上となった。

<表1> 調整区分・開始区分別取扱件数

調整区分	申 請			職 権	計
	組 合	使用 者	双 方		
あっせん	1	1			2
調 停					
仲 裁					
計	1	1			2

<表2> 上部団体等加入別件数

上部団体等の名称	連合群馬	県労会議	その他	無加盟	計
加盟数			1		1

<表3> 調整事項・企業規模別件数

調整事項		企業規模	29人 以下	30人～ 49人	50人～ 99人	100人～ 199人	200人～ 499人	500人 以上	不明	計
組合承認・組合活動	a									
協約締結・全面改定	b									
協約効力・解 釈	c									
賃金及び 手当	賃 金 増 額	d								
	一 時 金	e								
	諸 手 当	f								
	その他賃金に関するもの	g					1			1
	退職一時金・年金	h								
	解雇・休業手当	i								
	(小計)						1			1
給料以外の 労働条件	労働時間	j								
	休日・休暇	k								
	作業方法の変更	l								
	定 年 制	m								
	その他の労働条件	n								
	(小計)									
経営又は 人事	事業休廃止	o								
	企業合併・営業譲渡	p								
	人員整理	q								
	配置転換	r								
	解 雇	s								
	その他の経営人事	t								
(小計)										
福 利 厚 生	u									
団 交 促 進	v				1				1	
事 前 協 議 制	w									
そ の 他	x									
調整事項数合計					1	1				2
1事件あたり調整事項数:1件										

(注) 1事件で数項目の調整事項があるため取扱件数と一致しない。

<表4> 産業・企業規模別件数

企業規模		29人 以下	30人～ 49人	50人～ 99人	100人～ 199人	200人～ 499人	500人 以上	不明	計
産 業									
農 業									
建 設 業									
製 造 業	食 料 品 製 造								
	織 維 工 業								
	家 具 ・ 装 備 品 製 造								
	衣 服 其 他 の 織 維 製 品 製 造								
	印 刷 ・ 同 関 連 産 業								
	化 学 工 業								
	プ ラ ス チ ッ ク 製 造 販 売								
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造								
	鉄 鋼 業								
	金 属 製 品 製 造								
	一 般 機 械 器 具 製 造								
	電 気 機 械 器 具 製 造								
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 (小 計)								
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業									
情 報 通 信 業									
運 輸 業	道 路 旅 客 運 送 業								
	道 路 貨 物 運 送 業								
	運 輸 に 付 帯 す る サ ー ビ ス 業								
	(小 計)								
卸 売 ・ 小 売 業									
金 融 ・ 保 険 業									
不 動 産 業									
飲 食 店 、 宿 泊 業									
医 療 ・ 福 祉						1		1	
教 育 、 学 習 支 援 業									
複 合 サ ー ビ ス 事 業									
サ ー ビ ス 業	専 門 サ ー ビ ス 業								
	洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業								
	娯 楽 業								
	廃 棄 物 処 理 業								
	自 動 車 整 備 業								
	そ の 他 の サ ー ビ ス 業 (小 計)				1				1
公 務									
そ の 他									
計				1	1			2	

<表5> あっせん員構成区分別件数

構成区分	三者	公益	未指名	計
件数	1		1	2

<表6> 新規事件の調整区分・申請月別件数

申請月 調整区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
あっせん							1				1		2
調停													
仲裁													
計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2

<表7> 調整区分・終結状況別件数

終結区分 調整区分	解決		打切（不調）			不開始 (規65Ⅱ) (規70Ⅱ)	取下	翌年に繰越	計
	案受諾	自主解決	不承諾	案拒否	見込みなし 解決の				
あっせん					1	1			2
調停									
仲裁									
計	0	0	0	0	1	1	0	0	2

※1 不開始とは、労働委員会規則第65条第2項、第70条第2項により争議の実情があっせんに適しない場合、または自主交渉が不十分である場合にあっせん又は調停を開始しないことである。

<表8> 調整所要日数別件数

所要日数	10日以内	20日以内	30日以内	50日以内	100日以内	101日以上	計	平均日数	翌年へ繰越
件数						1	1	106日	

※ あっせんが不開始となったものが1件ある。

<表9> あっせん開催回数等

あっせんを開催した事件数	あっせん開催回数	あっせん員延べ出席人数
1件	3回	16人

2 「調整事件」取扱一覧表（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

事件番号 (通し 番号)	調 整 区 分	申 請 者	使用 者 業 種	調 整 事 項	組 合 員 数	申 請 日 開始日 終 結 日	調 整 回 数	駆 込 み 事 件 該 当	終 結 区 分
					従 業 員 数		調 整 日 数		
令 5-1 (937)	あっせん	労	医療・福祉	・格付を正当なものに復元すること。 ・格付の不利益変更による損失を補填すること。	52 人	5. 7. 20 5. 8. 21 5. 12. 4	3回		打切り
					250 人		106日		
令 5-2 (938)	あっせん	使	サービス業 (その他の サービス業)	・団体交渉の開催 方法及び出席者の 調整	—	5. 11. 27 — 5. 12. 12	—		不開始
					137 人		—		

(注1) 調整日数は、開始日（あっせん員指名日）から終結日までの日数である。

(注2) 駆込み事件に該当するものは、欄内に「○」を記入する。

第2節 労働争議の実情調査

1 実情調査の概要

令和5年における実情調査は、前年未解決であった1件を含め4件である。1件は、争議行為が一度行われたが、その後は、争議行為は行わず団体交渉で解決していくとの意向が示されたため打ち切りで終了した。2件は争議行為に及ぶことが見込まれず解決となり、1件は翌年への繰越しとなった。

なお、いずれも労働関係調整法第37条第1項の規定により公益事業に関する争議行為予告通知があったもので、日本標準産業分類の事業区分は医療業が3件、運輸業が1件であった。

また、主たる争議事項としては、賃上げが2件、一時金等が2件、その他労働条件が4件であった。

2 「実情調査」取扱一覧表

事件番号	事件名	業種	組合員数 (従業員数)	争議事項	通知者	調査開始日 調査終了日 調査回数	終了 区分	争議 行為
4-3	群馬県医療労働組合連合会争議 (傘下6組合)	医療業	1,393人 (2,785人)	年末一時金 その他労働条件	労	4.10.25 5.1.12 5回	解決	無
5-1	群馬県医療労働組合連合会争議 (傘下6組合)	医療業	1,357人 (2,466人)	賃上げ その他労働条件	労	5.2.24 5.10.10 13回	解決	無
5-2	群馬合同労働組合争議	運輸業	2人 (一人)	賃上げ その他労働条件	労	5.3.6 5.3.23 2回	打切	有
5-3	群馬県医療労働組合連合会争議 (傘下6組合)	医療業	1,398人 (1,871人)	年末一時金 その他労働条件	労	5.10.27 —	—	—

第5章 個別的労使紛争のあっせん関係

第5章 個別的労使紛争のあっせん関係

第1節 個別的労使紛争のあっせん

令和5年に取り扱った個別的労使紛争のあっせん事件はなかった。

資 料

年別	取扱状況			新規申立件数																			終結状況																				
	前年繰越	新規申立	計	申立人別						該当号別										企業規模別						取下・和解			命令・決定				翌年繰越										
				組合	個人	組合・個人	上部組合	上部・組合	計	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	3・4	1・2・3	1・3・4	1・4	計	29人以下	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人～499人	500人～999人	千人以上	不明	計	移送		取下	和解		全部救済	一部救済	棄却	却下	計	合計	
																																			無関与	関与							
元	12	7	19	1	1	3	2	7	2	1	3	1	7	2	1	1	1	3	1	7	1	1	1	3	1	1	1	7	1	2	2	5	3	2	5	10	9						
2	9	2	11	2			2					1		1					2			1						2			3	1	4	3			3	7	4				
3	4	2	6	1		1	2	1									1		2			1						2				1	1					1	5				
4	5	2	7	1		1	2					1	1						2					1	1			2				1	1					1	6				
5	6	4	10	1		3	4	3	1										4						4			4				1	1					1	9				
6	9	3	12			2	3						1	1					3						3			3				1	1		1	1	2	3	9				
7	9		9																													1	1					1	8				
8	8	2	10	2			2						2						2	2								2				6	6					6	4				
9	4	2	6			1	2			1			1						2					1		1		2			2	2					2	4					
10	4	1	5	1			1												1					1				1					1			1	1	4					
11	4	3	7	1		1	3	2							1				3					1	1	1		3		1	2	3					3	4					
12	4		4																															1		1	1	3					
13	3		3																													2	2					2	1				
14	1	2	3	1			2	1									1		2	1				1		1		2				1	1				1	2					
15	2	3	5	2			3	1				1							3	1	1				1			3				1	1					1	4				
16	4		4																												1	2	3					3	1				
17	1	3	4	2			3	1			1								3	1				1	1			3				1	1					1	3				
18	3	1	4	1			1												1							1			1	1	1	3			1		1	4					
19		1	1	1			1	1											1	1																			1				
20	1	2	3	2			2	1											2	1				1				2						1		1	1	2					
21	2	2	4	2			2						2						2	1				1				2			3	3					3	1					
22	1	1	2	1			1												1						1			1						1		1	1	1					
23	1	5	6	4			5	2			1		1						5	1	1				1	2		5		1	2	3		1		1	4	2					
24	2	3	5	3			3	1											3	2				1				3					2			2	2	3					
25	3	2	5	2			2					1							2	1					1			2			2	2		1		1	3	2					
26	2	1	3	1			1	1											1					1				1						1		1	2	1					
27	1	4	5	4			4	3	1										4	2								4					1			1	1	4					
28	4	5	9	5			5	2	1	1									5	1					3	1		5	1	1	2	1			1	3	6						
29	6	4	10	4			4	1	2				1						4						4			4				2	1	3	6	6	4						
30	4	1	5	1			1	1											1						1			1			2	2					2	3					
31元	3	3	6	3			3	2				1							3		1	1			1			3				2	1		3	3	3						
2	3	2	5	2			2				2								2						1	1		2			2	2		1		1	3	2					
3	2	2	4	2			2	1			1								2						1			2					2		2	2	2	2					
4	2	1	3	1			1				1								1					1				1					1		1	2	1						
5	1	7	8	7			7	1	1	2			1	1					7						1	4	1		7					1		1	1	7					
計	-	276		162	65	14	4	31	276	88	25	20	1	14	67	2	8	1	47	2	1	276	43	32	41	64	27	19	49	1	276	0	48	53	100	201	20	31	16	1	68	269	-

(注) 本表は現行労働組合法(昭和24年6月10日施行)適用事件を計上。

なお、昭和24年には新規申立が2件あったが、うち1件は不当労働行為の行われた時期が現行労働組合法施行前のため計上していない。

＜第2表＞命令に対する再審査・行政訴訟一覧表

番号	初 審(群馬県労委)			再 審 査(中 労 委)			行 政 訴 訟(裁 判 所)			
	事件番号	命 令		申立年月日	申立者	終結年月日	終結内容	裁 判 所 名	経 過	緊 急 命 令
		決定年月日	内 容							
1	昭25(不)3	昭25.6.30	一部救済	昭25.7.10 昭25.7.11	労使	昭25.10.9	取下			
2	昭25(不)2	昭25.7.18	棄却							
3	昭25(不)7	昭26.3.31	一部救済							
4	昭26(不)1	昭26.3.31	棄却							
5	昭27(不)1	昭27.5.27	一部救済	昭27.6.27	使	昭27.10.23	一部変更	[一審] 東京地裁 [控訴審] 東京高裁	昭27.11.20使側提訴 昭28.12.28請求認容 昭29.1.25中労委控訴 昭29.9.17裁判上和解	
6	昭29(不)2	昭29.8.11	全部救済	昭29.9.6	使	昭29.10.13	自主和解			
7	昭35(不)1 昭36(不)2	昭36.11.7	一部救済 全部救済	昭36.11.24	使	昭37.12.24	関与和解			
8	昭37(不)1	昭38.9.12	全部救済	昭38.9.28	使	昭39.6.6	棄却	[一審] 東京地裁	昭39.7.1使側提訴 昭43.10.25棄却	全部認容
9	昭40(不)2	昭42.3.26	一部救済							
10	昭44(不)1	昭45.10.8	一部救済	昭45.11.9	使	昭46.7.20	関与和解			
11	昭44(不)3 昭44(不)4	昭46.11.29	一部救済							
12	昭45(不)2	昭46.11.29	一部救済					[一審] 前橋地裁	昭47.1.18使側提訴 昭47.4.13取下	全部認容
13	昭47(不)1 昭47(不)4	昭48.9.13	一部救済 全部救済							
14	昭48(不)4	昭50.3.20	一部救済							
15	昭53(不)1	昭54.12.13	一部救済							
16	昭53(不)2	昭55.10.11	一部救済							
17	昭54(不)2	昭56.4.3	棄却							
18	昭55(不)1	昭56.10.3	全部救済	昭56.10.26	使	昭57.6.19	自主和解			
19	昭56(不)1	昭57.3.25	全部救済	昭57.5.20	使	昭57.6.19	自主和解			
20	昭56(不)2 昭56(不)3	昭57.7.22	全部救済 棄却	昭57.8.20	使	昭58.6.26	一部変更	[一審] 東京地裁 [控訴審] 東京高裁	昭58.7.20使側提訴 昭60.9.26棄却 昭60.10.11使側提訴 昭61.5.21棄却	
21	昭57(不)1	昭58.9.8	全部救済	昭58.10.3	使	昭61.6.20	棄却	[一審] 東京地裁	昭61.7.4使側提訴 平2.1.17取下	
22	昭58(不)1	昭60.1.30	全部救済	昭60.2.27	使	昭63.6.11	棄却	[一審] 東京地裁	昭63.6.18使側提訴 平2.1.17取下	
23	昭59(不)2 昭60(不)2	昭61.1.18	一部救済	昭61.2.13	使	平2.3.26	勧告和解			
24	昭59(不)1	昭61.8.18	全部救済					[一審] 前橋地裁 [控訴審] 東京高裁	昭61.10.7使側提訴 昭63.3.29棄却 平2.1.9取下	一部認容
25	昭59(不)4	昭62.3.2	一部救済	昭62.4.9	使	平元.12.25	関与和解			
26	昭59(不)3	昭62.11.12	棄却							
27	昭60(不)5	昭63.3.31	一部救済	昭63.5.11	労使	平元.12.25	関与和解			

番号	初 審(群馬県労委)			再 審 査(中 労 委)			行 政 訴 訟(裁 判 所)			緊急命令
	事件番号	命 令		申立年月日	申立者	終結年月日	終結内容	裁 判 所 名	経 過	
		決定年月日	内 容							
28	昭61(不) 3	平元. 1. 26	一部救済	平元. 2. 27	使	平元. 12. 25	関与和解			
29	昭62(不) 8	平元. 3. 23	全部救済					[一 審] 前橋地裁 [控訴審] 東京高裁 [上告審] 最高裁	平元. 5. 18使側提訴 平3. 3. 27棄却 平3. 4. 5使側控訴 平5. 2. 10原判決取消 平5. 2. 22地労委上告 平11. 6. 11上告棄却	一部認容 緊急命令 取 消
30	昭63(不) 2	平元. 3. 23	一部救済	平元. 5. 15	使	平2. 3. 26	勧告和解			
31	昭62(不) 4 昭62(不) 10	平元. 9. 20	全部救済	平元. 11. 7	使	平18. 11. 6	勧告和解			
32	昭62(不) 9 昭63(不) 1	平2. 7. 12	全部救済	平2. 8. 21	使	平11. 3. 24	一部変更	[一 審] 東京地裁 [控訴審] 東京高裁	平11. 4. 22使側提訴 平14. 6. 19一部請求認容 平14. 7. 2中労委控訴 平15. 12. 5取下 (和解)	
33	昭62(不) 11	平2. 12. 4	全部救済	平3. 1. 10	使	平25. 9. 17	和解認定			
34	平 2(不) 2 平 3(不) 2	平6. 3. 24	一部救済 棄 却	平6. 4. 13	使	平9. 11. 25	初審命令 取 消			
35	昭62(不) 6	平10. 2. 26	全部救済	平10. 4. 1	使	平17. 1. 21	勧告和解			
36	平 9(不) 1	平12. 3. 14	一部救済	平12. 4. 4	使	平13. 5. 15	勧告和解			
37	平17(不) 3	平18. 7. 6	却下・棄却	平18. 7. 25	労	平19. 8. 9	棄却・却下	[一 審] 東京地裁	平20. 1. 22労側提訴 平20. 9. 10棄却	
38	平19(不) 1	平20. 11. 27	一部救済	平20. 12. 15	使	平21. 9. 10	和解認定			
39	平20(不) 1	平22. 3. 11	一部救済	平22. 3. 30	使	平22. 11. 12	取 下			
40	平22(不) 1	平23. 3. 17	棄 却	平23. 4. 8	労	平23. 5. 12	取 下			
41	平23(不) 3	平24. 5. 31	一部救済	平24. 6. 25 平24. 6. 26	労 使	平25. 10. 31	和解認定			
42	平25(不) 2	平27. 7. 29	一部救済	平27. 8. 28 平27. 8. 24	労 使	平27. 9. 28 平28. 2. 2	取 下 和解認定			
43	平27(不) 2 平28(不) 3	平29. 1. 19	棄 却 一部救済	平29. 2. 10	労	令3. 4. 26	一部変更			

<第3表> 「調整事件」年別取扱件数（昭和23年～令和5年）

年 別	取扱総件数			取 扱 種 別																								
				あ つ せ ん									調 停						仲 裁									
	件 数			取 扱 結 果						件 数			取 扱 結 果			件 数		取 扱 結 果										
				前			後						前							後								
繰越	開始	計	繰越	開始	計	規65Ⅱ	取	移	取	解	打	繰越	繰越	開始	計	規70Ⅱ	取	取	解	不	打	繰越	繰越	開始	計	取	裁	繰越
23		29	29			25	25		2		6	10	3	3	4	4			2			2						
24	5	24	29	3		23	26		2		5	15	3		2	1	3			3								
25		28	28			26	26		2	1	8	12	2	1	2	2			2									
26	1	25	26	1		20	21		4	1	6	8	1	1	5	5			3	2								
27	1	24	25	1		16	17		2		5	6	1	3	8	8		2	1	1	1	3						
28	6	16	22	3	(3)	12	(3)	15	1		4	(3)	7	1	2	3	1	4	1	1	2							
29	2	14	16	2		13	15		2		2	10		1	1	1			1									
30	1	12	13	1	(1)	9	(1)	10	1		1	(1)	6	2		2	2			2								
31		10	10			9	9		1			6	1	1	1	1			1									
32	1	21	22	1	(3)	18	(3)	19			2	(1)	14	(2)	2	1												
33	1	25	26	1		24	25		1		1	22	1		1	1		1										
34		11	11			10	10		1		2	7													1	1	1	
35		31	31			31	31		1		3	24	2	1														
36	1	32	33	1		32	33		1		3	25	4															
37		38	38		(1)	37	(1)	37	3		6	(1)	18	10														
38		21	21			21	21				1	16	4															
39		31	31			30	30		2		6	15	3	4											1	1	1	
40	4	25	29	4	(2)	22	(2)	26	1		3	(2)	16	6											1	1	1	
41	1	16	17			13	13		1		1	11			3	3	1				1	1		1	1	1	1	
42		13	13			12	12				1	8	1	2	1	1					1							
43	2	22	24	2		17	19		1			9	9		5	5	1		2		1	1						
44	1	29	30		(1)	24	(1)	24	2		2	13	(1)	6	1	1	4	5	1	1		3						
45	1	14	15	1		14	15				2	5	7	1														
46	1	23	24	1		23	24		1		6	8	5	4														
47	4	24	28	4		23	27				10	10	6	1											1	1	1	
48	1	22	23	1	(3)	18	(3)	19			4	(3)	6	9		1	1				1							
49		41	41		(6)	31	(6)	31	1		8	(6)	8	14		4	4		1	1	2							
50		22	22		(3)	19	(3)	19			9	(3)	7	3														
51		23	23			23	23				3	13	6	1														
52	1	19	20	1		18	19				3	12	3	1	1	1		1										
53	1	9	10	1		9	10				3	6	1															
54		10	10			10	10				2	6	1	1														
55	1	7	8	1		6	7		1		1	4	1		1	1				1								
56		12	12			11	11		1		4	4	2		1	1			1									
57		17	17			16	16	1			2	11	1	1	1	1							1					
58	2	5	7	1		3	4		1		2			1	1	2	3		3									
59	1	13	14	1		13	14		1		3	2	7	1														
60	1	9	10	1		7	8		2		5			1	2	2			2									
61	1	11	12	1		11	12				2	4	1	5														
62	5	10	15	5		10	15				1	11	3															
63		7	7			5	5				1	3	1		2	2				2								

<第4表> 「調整事件」調整事項別取扱件数 (昭和23年～令和5年)

調整事項		年															計		
		23 年	26 年	31 年	36 年	41 年	46 年	51 年	56 年	61 年	3 年	8 年	13 年	18 年	23 年	28 年		3 年	
組合承認・組合活動	a	3	1		2		4	7		6	3	1	1		1			29	
協約締結・全面改定	b	17	7	10	6	4	2	1	1	2		3	1		1			55	
協約効力・解 積	c	1	3								1							5	
賃金及び手当	賃 金 増 額	d	8	20	36	46	93	105	29	26	6	13	6	3	1	1		1	394
	一 時 金	e	2	12	18	49	31	38	22	18	6	6	10	6	6	2		1	227
	諸 手 当	f	5	5			5	15	8	5				1	2	1			47
	その他賃金に関するもの	g	21	27	27	19	52	28	6	10	6	4	4	3	1	2		1	211
	退職一時金・年金	h	13	18	4	3	9	20	3	2	6	1		5	1		1		86
	解雇・休業手当	i	6	8	13	4	4	2	1				1	3	1		1		44
	(小計)		55	90	98	121	194	208	69	61	24	24	21	21	12	6	2	3	1009
	給料以外の労働条件	労働時間	j			1	2	58	26	4	1	1			1	1			
休日・休暇		k					8	14	4	7	2	1	2		2	2			42
作業方法の変更		l					1	1									1		3
定 年 制		m	2	1			2	1	3	4	2	1		1					17
その他の労働条件		n		2	1	4	10	16	2	1	2	1	3	2	2	1			47
(小計)			2	3	2	6	78	58	14	13	7	3	5	4	5	3	1	0	204
経営又は人事	事業休廃止	o	13	1	4	4		1	1		1		1						27
	企業合併・営業譲渡	p		1				1						1					3
	人員整理	q	2	1	10		1	2	1		2			2					21
	配置転換	r		2			2	3	1	2	2		2		1		2		17
	解 雇	s	10	16	4	23	9	9	4	5	2	3	11	2	6	2	2		108
	その他の経営人事	t	5	7	2	10	10	3	6	5	1	2	6	2	2	2	2		65
	(小計)		30	28	20	37	22	19	13	12	8	5	20	7	10	4	6	0	241
福 利 厚 生	u					1	1	2	1	3		2	1					11	
団 交 促 進	v	4	6	6	23	6	8	13	10	11	1	17	8	12	13	1	4	143	
事 前 協 議 制	w													1				1	
そ の 他	x	2		8	19	34	8	4		4		6	3	3	3	4		98	
総 計		114	138	144	214	339	308	123	98	65	37	75	46	43	31	14	7	1796	
新規申請件数		81	91	98	147	94	132	68	56	36	23	37	21	24	17	8	5	938	
平均調整事項数		1.4	1.5	1.5	1.5	3.6	2.3	1.8	1.8	1.8	1.6	2.0	2.2	1.8	1.8	1.8	1.4	1.9	

(注) 1事件で数項目の調整事項があるため取扱件数と一致しない。

<第5表> 「個別的労使紛争のあっせん事件」年別取扱件数 (平成13年～令和5年)

区分 年	係属件数						終結件数						次期 繰越
	前期 繰越	新規				計	解決	打切		取下	不開始	計	
		労	使	双	計			不参加	不参加以外				
13		3			3	3	1					1	2
14	2	2			2	4	2	1		1		4	
15		4			4	4	3					3	1
16	1	6	1		7	8	1		3	2	1	7	1
17	1	1			1	2	1			1		2	
18		5			5	5	0		1	1		2	3
19	3	8	11		19	22	14	2		6		22	
20		12			12	12	5	1		3		9	3
21	3	16			16	19	2	8	4	5		19	
22		11			11	11	6	3	2			11	
23		5	1		6	6	2	3	1			6	
24		3			3	3		2	1			3	
25		3			3	3	1	1	1			3	
26		1			1	1	1					1	
27		7			7	7	2	4	1			7	
28		8	1		9	9	1	6		1		8	1
29	1	4			4	5	1	3	1			5	
30		3			3	3	1	1		1		3	
31・元		4	1		5	5		4		1		5	
2		4	1		5	5	1	2		2		5	
3		3			3	3	1	2				3	
4					0	0							
5					0	0							
計		113	16	0	129		46	43	15	24	1	129	11

- ※ 自主解決による取下げのうち、事務局の事前調査やあっせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められる場合には、解決に含める。
- ※ 終結まで複数年に渡るものは、「申請年月日」を基準に計算する。
- ※ 平成28年10月から新たに区分を変更(打切り→打切り(不参加以外)、不応諾による不開始→打切り(不参加)、不応諾以外の不開始→不開始)
- ※ <第5表>については、新区分により集計

<第6表> 「個別的労使紛争のあつせん事件」調整事項別取扱件数 (平成13年～令和5年)

調整事項	年																	計							
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		30	31	元	2	3	4	5
実 件 数	3	2	4	7	1	5	19	12	16	11	6	3	3	1	7	9	4	3	5	5	3	3	0	0	129
経営又は人事	1	1	5	5	1	5	2	7	10	11	5	0	2	0	3	6	3	1	5	3	3			79	
ア 解雇			1	2		2	1	3	6	9			1		1	3	1	1	3	3				37	
①整理解雇								1																1	
②普通解雇						1	1	1	6	8				1	2				2	3	2			27	
③退職強要			1	2		1							1											5	
④契約更新拒否、雇止め								1		1						1	1	1	1		1			7	
イ 配置転換、出向・転籍				2		1		1	1							1	1							7	
ウ 復職			2							2	3							1						8	
エ 懲戒処分					1										1	1			1					4	
①懲戒解雇																1								1	
②①以外の懲戒処分					1										1				1					3	
オ 退職								2			1				1									4	
カ 勤務延長・再雇用				1		1	1		1															4	
キ その他の経営又は人事	1	1	2			1		1	2		1		1			1			1					12	
賃金等	1	1	1	0	0	2	5	7	10	5	1	2	0	1	2	2	1	4	2	3				50	
ク 賃金未払							1	1	7	3		2		1		2		1		2				20	
ケ 賃金増額											1								1					2	
コ 賃金減額								1	1						1				2					5	
サ 一時金	1														1				1					3	
シ 退職一時金		1	1			1		1	2										1	1				8	
ス 解雇手当						1	4	3																8	
セ 休業手当																								0	
ソ 諸手当								1		1														2	
タ その他賃金										1								1						2	
チ 年金(企業年金・厚生年金等)											1													0	
労働条件等	0	0	0	1	0	1	7	3	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	2	0				19	
ツ 労働契約				1															1					2	
テ 労働時間							1																	1	
ト 休日・休暇																								0	
ナ 年次有給休暇						1	3	1	1	1														7	
ニ 育児休業・介護休業																								0	
ヌ 時間外労働																								0	
ネ 安全・衛生																								0	
ノ 福利厚生制度																								0	
ハ 社会保険							1	2																3	
ヒ 労働保険							1										2			1				4	
フ その他の労働条件等							1								1									2	
職場の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	0	1	2				10	
ヘ セクハラ																								0	
ホ パワハラ・嫌がらせ									1		1		1		1	2	1		1	2				10	
その他	1	0	0	1	0	1	11	2	4	0	2	0	0	0	2	2	0	0	0	1				27	
マ その他	1			1		1	11	2	4		2				2	2				1				27	
総 計	3	2	6	7	1	9	25	19	26	17	9	2	3	1	9	14	5	5	10	9	3	0	0	185	
平均調整事項数	1	1	1.5	1	1	1.8	1.32	1.58	1.63	1.55	1.5	0.67	1	1	1.3	1.56	1.3	1.67	2	1.8	1	0	0	1.434	

(注) 1事件で数項目の調整事項があるため取扱件数と一致しない。

参 考

<表1>

労働委員会の予算

(単位:千円)

科 目	当初予算額		増減 (A-B)	対前年比 (A/B)
	5年度(A)	4年度(B)		
8款 労働費	102,909	103,892	-983	99.1%
2項 労働委員会費	102,909	103,892	-983	99.1%
1目 委員会費	34,373	34,315	58	100.2%
1節 報酬	33,384	33,384	0	100.0%
8節 旅費(費弁)	939	881	58	106.6%
9節 交際費	50	50	0	100.0%
2目 事務局費	68,536	69,577	-1,041	98.5%
2節 給料	33,757	33,670	87	100.3%
3節 職員手当等	20,530	20,687	-157	99.2%
4節 共済費	11,628	11,350	278	102.4%
8節 旅費	507	511	-4	99.2%
9節 交際費	80	80	0	100.0%
10節 需用費	1,525	1,670	-145	91.3%
11節 役務費	73	81	-8	90.1%
12節 委託料	0	44	-44	皆減
13節 使賃料	0	1,026	-1,026	皆減
18節 負担金補助及び交付金	436	458	-22	95.2%